

仙台市無電柱化推進計画
【基本方針】
(中間案)

平成31年2月

仙 台 市

目次

1. はじめに.....	2
2. 目的と位置付け.....	3
(1) 目的.....	3
(2) 位置付け.....	3
(3) 計画期間.....	3
3. 背景.....	4
(1) 本市における取り組み状況と課題.....	4
(2) 無電柱化の方向性.....	6
4. 基本方針.....	7
(1) 基本的な考え方.....	7
(2) 優先的に無電柱化していく道路.....	8
(3) 無電柱化の進め方.....	10
(ア) 多様な手法の活用.....	10
(イ) 事業の効率化.....	12
(4) 計画期間と目標.....	12
(5) 無電柱化の推進に関する施策.....	12
(ア) 占用制度の活用.....	12
(イ) 関係者との連携.....	12
(ウ) 市民への啓発.....	12

仙台市無電柱化推進計画【基本方針】において定める項目の概要

基本的な考え方 ■防災性の向上 災害時の救援活動を円滑に進めるため、緊急輸送道路等における無電柱化を推進 ■安全で快適な歩行空間の確保 誰もが移動しやすい歩行空間のネットワークを拡充していくため、特に安全で快適な歩行空間の確保が求められる箇所について無電柱化を推進 ■都市景観の向上と観光振興 趣ある景観を保全・創成し、来訪者がまちを歩き巡りたくなるような魅力的な街並みを創出していくため、まちづくりの取り組みと連携した無電柱化を推進	計画期間 2019年度から2028年度までの10年間
優先的に無電柱化していく道路 <ul style="list-style-type: none">● 緊急輸送道路● 骨格幹線道路● バリアフリーに配慮する道路● 多くの来訪者が集まる賑わい道路や歴史的・文化的価値を有する道路	目標 短期(2020年度まで) <ul style="list-style-type: none">・都市計画道路の整備に併せた無電柱化の実施・2021年度以降の新たな整備候補路線の検討 中期(2021～2028年度) <ul style="list-style-type: none">・今後策定する仙台市無電柱化推進計画に基づき、新たな実施箇所について整備
無電柱化の進め方 <ul style="list-style-type: none">➢ 多様な手法の活用 電線管理者及び地元住民との協議を踏まえるとともに、低コスト手法の採用を検討するなど、適切な事業手法を選択➢ 事業の効率化 道路事業と合わせた無電柱化の実施など	無電柱化の推進に関する施策 <ul style="list-style-type: none">◆ 占用制度の活用 新設電柱の占用制限措置について適用の可能性を検討◆ 関係者との連携 必要に応じ電線管理者、地元関係者等とからなる検討組織を活用するなど、推進に係る連携を図る◆ 市民への啓発

1. はじめに

道路上の電線や電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車いすの通行の妨げとなり、また、地震や台風などの災害時には電柱の倒壊により緊急車両等の通行に支障をきたすなど、様々な課題があります。

本市域内においては、昭和 60 年度より前から中心市街地の主要な道路を対象とした無電柱化が進められており、都市計画道路の整備や土地区画整理事業と併せた無電柱化のほか、まちづくりの一環として国分町通などの無電柱化を実施してきました。

近年、災害の頻発・激甚化、高齢化の進展、訪日外国人を始めとする観光需要の増加等を背景とした無電柱化推進の機運が高まっており、平成 28 年 12 月には「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という）が施行され、国、地方公共団体、関係事業者、国民がそれぞれの役割分担のもと、無電柱化の推進に関する施策を総合的・計画的かつ迅速に進めていくことが定められました。

本市においても、防災環境都市づくりや、まちに賑わいをもたらす新時代の交流促進などの取組みがますます重要になってきているところであり、無電柱化をより総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、これらの社会情勢の変化や無電柱化法の趣旨を踏まえ、この度、仙台市無電柱化推進計画を策定する上で基本的な方向性を示す基本方針（中間案）を策定しました。

国土交通省ホームページより



2. 目的と位置付け

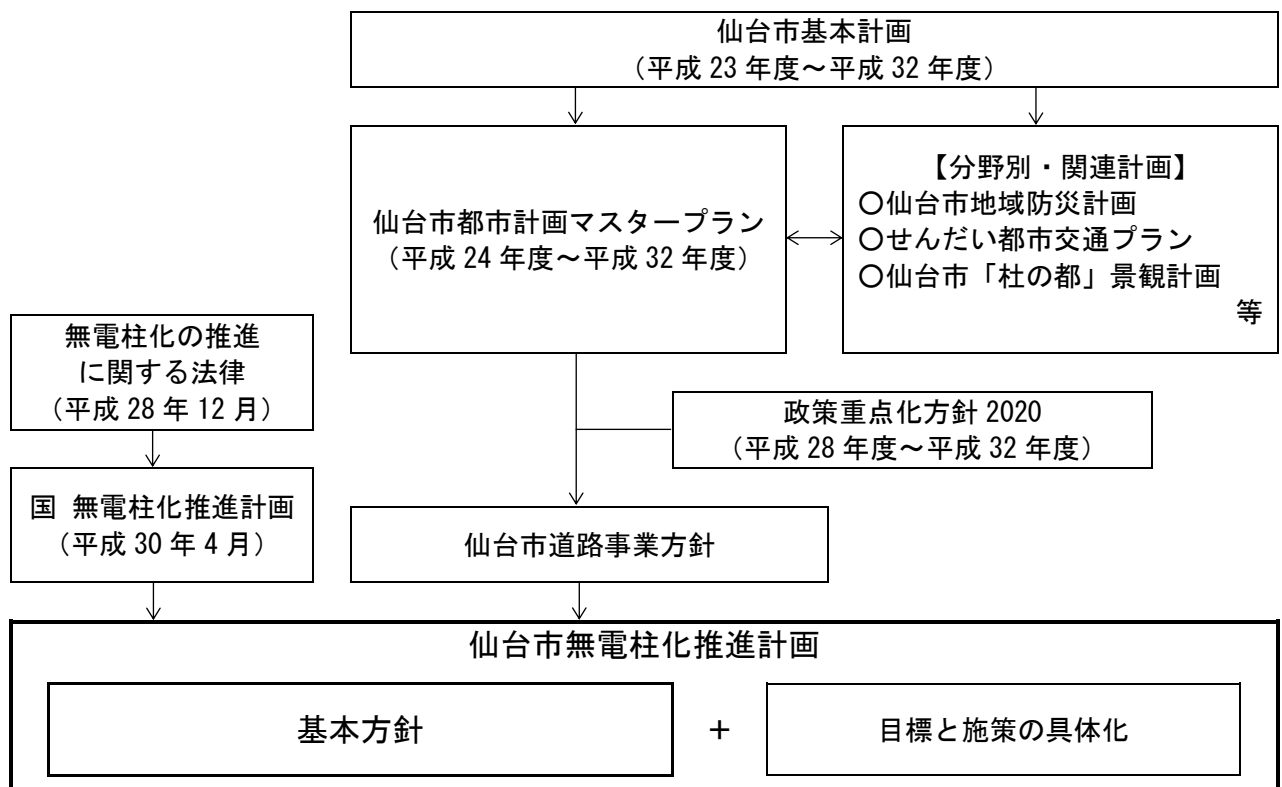
(1) 目的

本市における無電柱化を総合的・計画的に推進していくための基本的な考え方をとりまとめるとともに、今後、本基本方針をもとに「仙台市無電柱化推進計画」を策定することを目的とします。

(2) 位置付け

仙台市無電柱化推進計画は、無電柱化の推進に関する法律第8条¹に規定する無電柱化推進計画であり、仙台市道路事業方針における取り組みの1つである無電柱化の推進について、具体的な取り組みを明らかにする計画です。本基本方針は、仙台市無電柱化推進計画の基本的な考え方を示すものとして位置付けられます。

なお、仙台市無電柱化推進計画の策定にあたっては本市の最上位計画である仙台市総合計画、まちづくりの基本方針である仙台市都市計画マスタープランのほか、仙台市地域防災計画などの関連計画と整合を図っていきます。



(3) 計画期間

2019年度から2028年度までの10か年とします。

¹ 無電柱化の推進に関する法律 第八条：都道府県は、無電柱化推進計画を基本として、その都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

3. 背景

(1) 本市における取り組み状況と課題

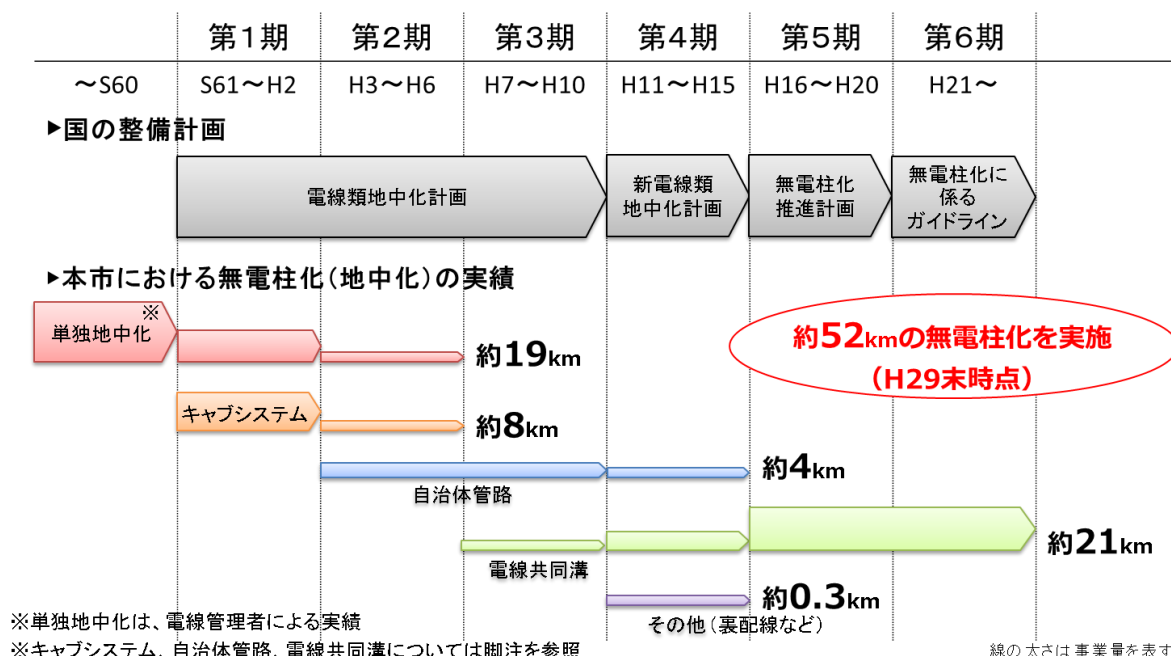
本市域内の無電柱化の取り組みは、昭和60年度より前から、主に仙台駅周辺において、電線管理者による電線類地中化（以下、単独地中化という。）が実施されてきました。昭和61年度以降は、国の電線類地中化計画に基づき、電線管理者による地中化に加え、キャブシステム²や自治体管路方式³による無電柱化を実施してきたほか、平成7年度以降は、まちづくりの取り組みの一環として国分町通などの無電柱化も実施しました。また、平成21年度以降も、国の「無電柱化に係るガイドライン」に基づいた取り組みを実施しています。

これらの取り組みの結果、仙台駅周辺の主要な幹線道路の無電柱化がおおむね完了していますが、都心部以外については、長町などの拠点地区において一定の無電柱化が実施されているものの、市全体としては部分的な整備にとどまっています。今後、区画整理などの大規模な面整備は減少する見通しであり、こうした面整備に併せた無電柱化の推進が難しくなってくることも想定されます。

また、無電柱化には多額のコストや長い事業期間を要し、工事や地上機器の設置場所に対する沿道住民の合意形成など課題も多く、特に従来方式の電線共同溝⁴の整備費には5.3億円/km（うち道路管理者負担分は約3.5億円/km）を要する※といわれています。限られた財源の中で、より効果的かつ効率的に無電柱化を推進していくことが必要です。

※ 国土交通省による

本市における無電柱化の実績と国の整備計画



² キャブシステム：キャブ（CAB）とは、ケーブルボックス（Cable Box）の略で、道路と一体的に設けられた蓋掛け式のU字構造物を用いる。このキャブ内に、電線類を集約、収容することにより電線類を地中化する方式。

³ 自治体管路方式：自治体が地中に管路を敷設し、その管路に電線管理者が自己の負担で電線を地中化する方式。

⁴ 電線共同溝：電線共同溝（C.C.Box）とは、従来のキャブシステムに比べてコンパクトでフレキシブルな構造物であり、管路部や特殊部（電線類の分岐部分を収容するための施設）で構成される。この電線共同溝内に電線類をまとめて収容することにより電線を地中化する方式。「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき整備される。

都市計画道路の整備とあわせた実施事例（市道河原町長町南線）

【整備前】



【整備後】



まちづくりの取り組みと連携した実施事例（国分町通）

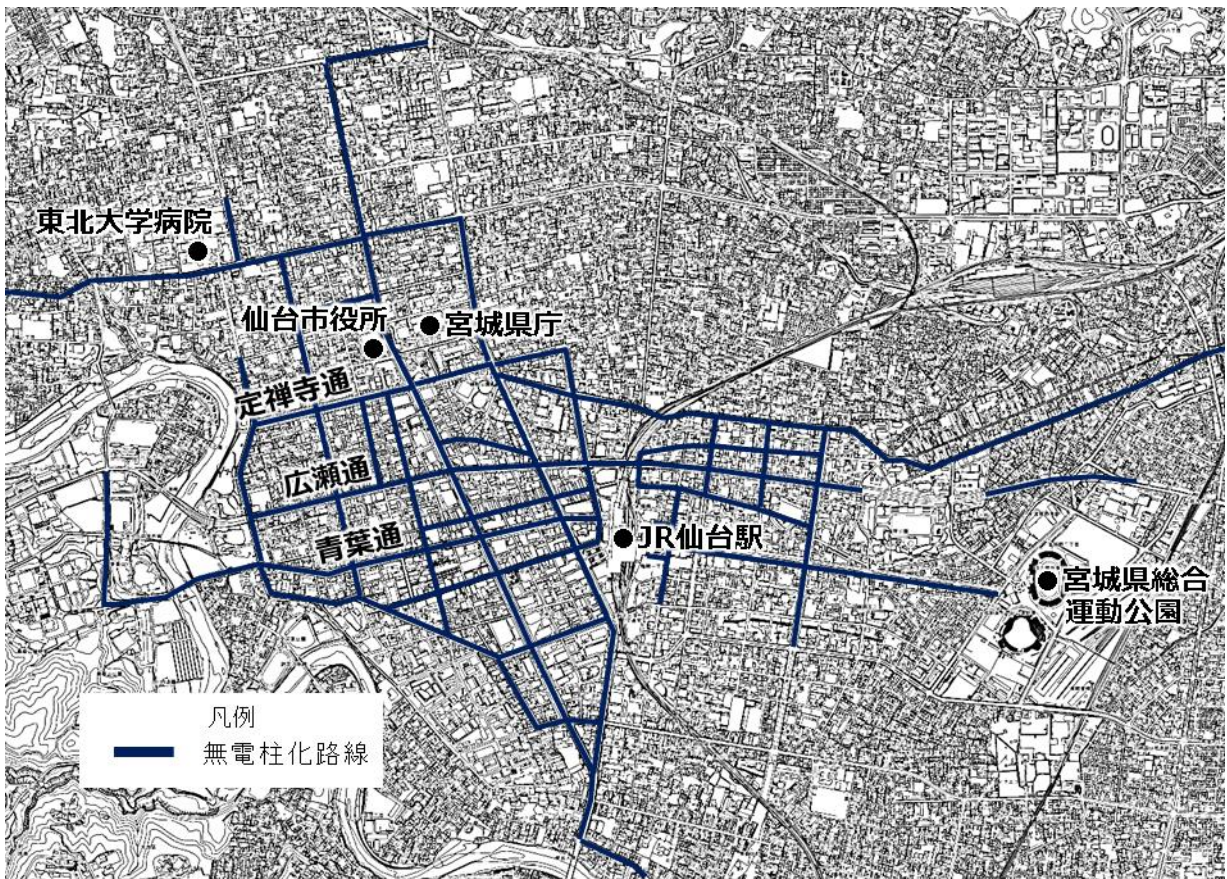
【整備前】



【整備後】

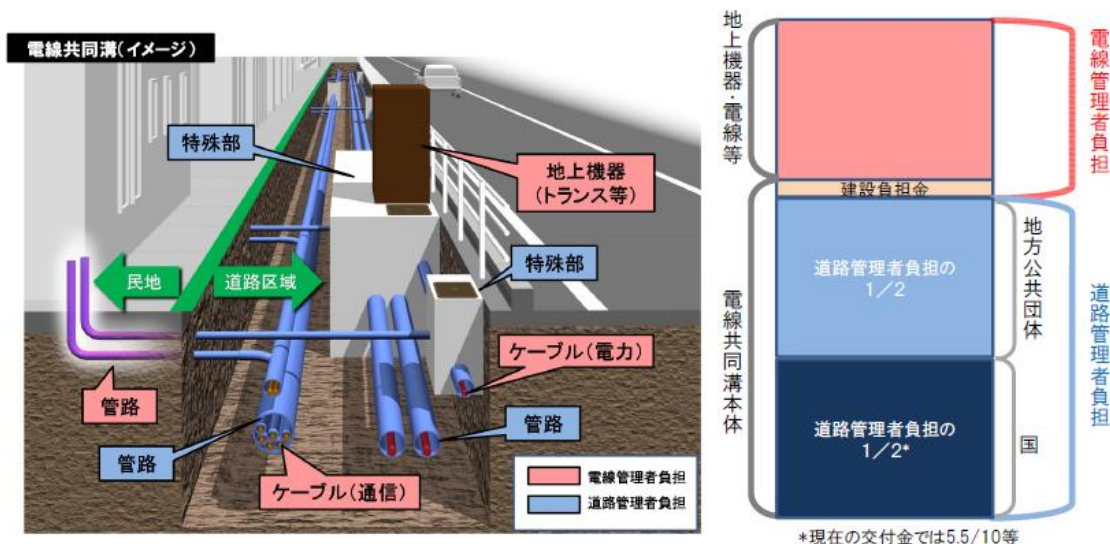


仙台駅周辺における整備状況



無電柱化（電線共同溝の整備）の費用負担

- 電線共同溝本体（管路、特殊部）の整備は、建設負担金を除き、国と地方公共団体が1/2ずつ負担（地方公共団体が整備する場合は、国が交付金により支援）
- 地上機器（トランス等）・電線等の整備や建設負担金は、電線管理者が負担

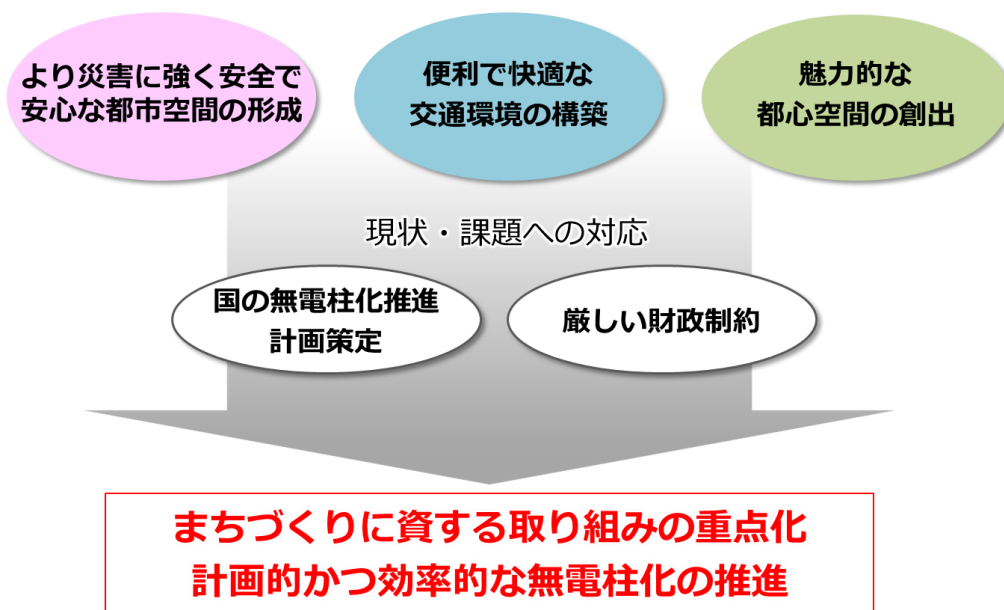


（出典：国土交通省）

（2）無電柱化の方向性

本市においては、より災害に強く安全で安心な都市空間の形成や、便利で快適な交通環境の構築、魅力的な都心空間の創出といった視点のもと、まちづくりの取り組みを進めているところです。国の無電柱化推進計画や、本市の厳しい財政制約をふまえ、まちづくりに資する無電柱化の対象について、より厳選しながら重点化するなど、計画的かつ効率的に無電柱化を推進していきます。

本市の上位計画における方向性



4. 基本方針

(1) 基本的な考え方

災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図ることを目的とする無電柱化の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、これまでの取り組み状況と課題を考慮し、本市としての無電柱化の基本的な考え方を示します。

防災性の向上

本市は、東日本大震災の経験と教訓を踏まえながら、将来の災害や気候変動のリスクなどの脅威にも備えるしなやかな都市を目指し、防災環境都市づくりを進めています。特に道路は都市活動を支える根幹的施設であり、災害時には避難、救援・救護の活動等に重要な役割を担うことから、防災・輸送拠点と連絡する骨格幹線道路について、防災施設としての通行機能の確保を図っていく必要があります。

災害時の救援活動を円滑に進めるため、緊急輸送道路⁵における無電柱化を推進します。

安全で快適な歩行空間の確保

本市は、誰もが移動しやすく高齢者や障害者などにもやさしく安全で快適な交通環境の確保を目指しており、多くの人が集まる都心や市街地の鉄道駅周辺などにおいて、生活関連施設⁶相互の経路におけるバリアフリー化に取り組んでいます。また、安全安心などの面から緊急性の高い路線を中心に、通学路等の安全対策などにも取り組んでいます。

誰もが移動しやすい歩行空間のネットワークを拡充していくため、特に安全で快適な歩行空間の確保が求められる箇所について無電柱化を推進します。

都市景観の向上と観光振興

本市は、市民共有の財産である「杜の都」の美しい景観を保全・創生するため、杜の都の風土を育む風格ある都市景観の形成や、街路樹等による緑美しく魅力的な街並みの形成、歴史や文化・伝統などの景観資源を活かした景観の形成を目指しています。

また、観光客入込数や外国人宿泊客数のさらなる増加を目指し、本市の観光資源や都市としての魅力を活かしながら、国内はもとより海外からの誘客拡大に向けて、観光客の受け入れ環境の整備を進めています。

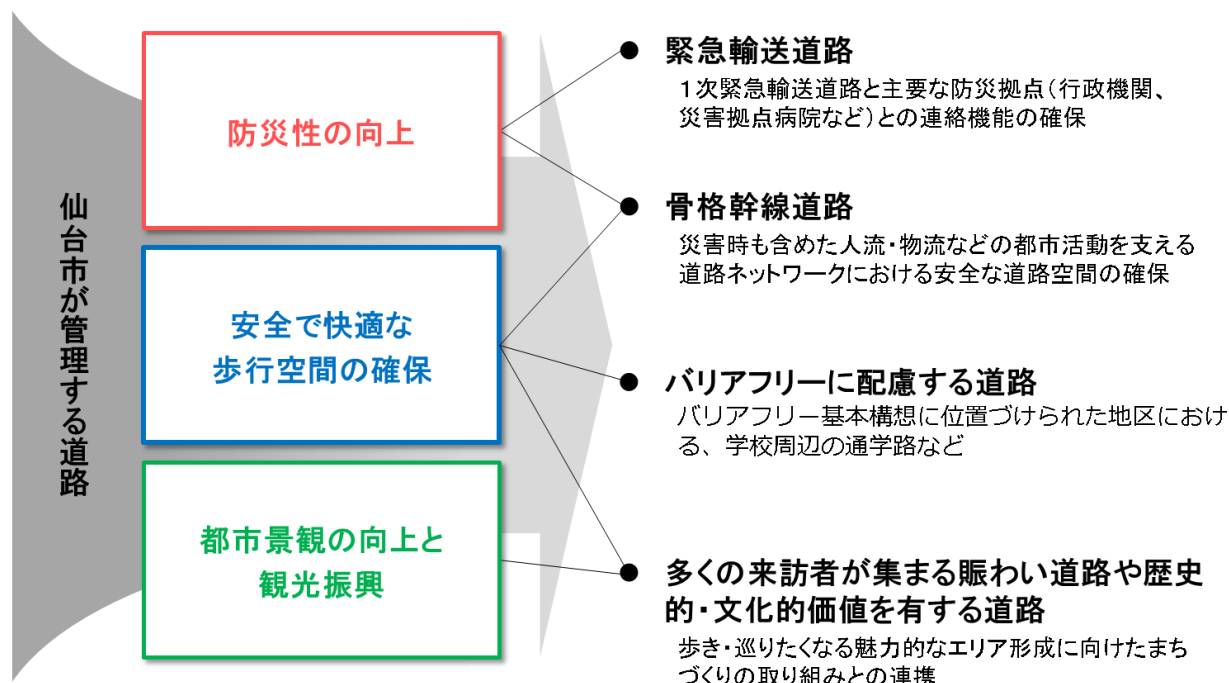
趣ある景観を保全・創生し、来訪者がまちを歩き巡りたくなるような魅力的な街並みを創出していくため、まちづくりの取り組みと連携した無電柱化を推進します。

⁵ 緊急輸送道路：災害発生時の避難・救助・医療・消火活動及び避難者への物資輸送等に重要な役割を果たす道路として、宮城県防災情報連絡協議会や仙台市地域防災計画で位置づけられた道路。

⁶ 生活関連施設：「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のこと。鉄道駅や市役所、福祉施設や大きな商業施設などが該当する。

(2) 優先的に無電柱化していく道路

基本的な考え方をもとに、優先的に無電柱化していく道路を示します。なお、無電柱化の実施にあたっては、新たな技術や手法の適用によるコスト削減、無電柱化に必要な設備等の設置空間の有無、地域住民や関係者等の合意形成の状況などを勘案しながら進めます。



● 緊急輸送道路

地震や台風などの大規模な災害による電柱の倒壊等に対し、道路の輸送機能を確保していく必要があります。第1次緊急輸送道路⁷のネットワーク機能の確保や、第1次緊急輸送道路と主要な防災拠点（行政機関、災害拠点病院⁸など）との連絡機能の確保の観点から、無電柱化を推進します。



都心部と災害拠点病院を連絡する
第1次緊急輸送道路など

⁷ 第1次緊急輸送道路：県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する緊急輸送道路。

⁸ 災害拠点病院：県知事が指定するものであり、本市の基幹的な後方医療施設として位置付けられる。

基幹災害医療センター：仙台医療センター

地域災害医療センター：仙台市立病院、東北大学病院、仙台赤十字病院、東北労災病院、東北薬科大学病院、仙台オープン病院

● 骨格幹線道路

将来の緊急輸送道路としての機能も期待される骨格幹線道路については、災害時も含めた人流・物流などの都市活動を支える道路ネットワークとして、安全な道路空間としていく必要があります。道路の輸送機能確保の観点等から、市街地内における都市計画道路をはじめとした骨格幹線道路について、無電柱化を推進します。



中心市街地内の都市計画道路

● バリアフリーに配慮する道路

より多くの市民の利用が見込まれる鉄道駅周辺地区の道路について、誰もが利用しやすい歩行空間のネットワークを確保していく必要があります。仙台市バリアフリー基本構想で定めた重点整備地区を基本として、学校周辺の通学路など、安全で快適な歩行空間の確保が特に必要な箇所の無電柱化を推進します。



重点整備地区内の生活関連経路⁹

● 多くの来訪者が集まる賑わい道路や歴史的・文化的価値を有する道路

歩き・巡りたくなる魅力的なエリア形成などに向けた地域のまちづくりと連携し、本市の観光資源や都市としての魅力を活かしながら、まちに賑わいをもたらす交流促進を図っていくことも重要と考えられます。多くの市民や観光客が集まる仙台駅周辺の幹線道路やアーケード周辺の道路、景観重点区域内¹⁰における歴史的な風情を持つ街道筋などにおいて、地域のまちづくりの取り組みとの連携が可能な道路の無電柱化を推進します。



仙台駅周辺の幹線道路など

⁹ 生活関連経路：仙台市バリアフリー基本構想地区別構想に定められた、利用者の主な目的地となる生活関連施設相互を連絡する経路

¹⁰ 景観重点区域：仙台市「杜の都」景観計画において指定された、「杜の都」の顔となる地域として景観形成のきめ細かな一層の推進を図る区域

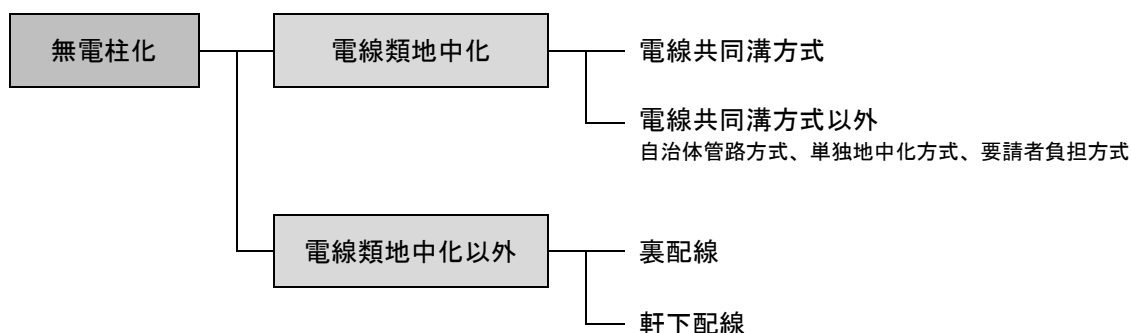
(3) 無電柱化の進め方

(ア) 多様な手法の活用

無電柱化には「電線類地中化」と「電線類地中化以外」の整備手法があります。無電柱化の実施にあたっては、電線管理者及び地元住民との協議を踏まえるとともに、低コスト手法の採用についても検討しながら、適切な整備手法を選択していきます。

低コスト手法については、国において技術的な検討が行われているところですが、施工実績が少ないことから、採用にあたっては、その路線に適した手法となるよう検討します。

一般的な無電柱化の手法



① 電線類地中化

電線共同溝方式

標準的な無電柱化の手法として電線共同溝による地中化を基本としますが、電線共同溝方式は多額の費用を要するだけでなく、歩道が狭い場所において無電柱化に必要な設備等の設置スペースの確保が困難など、課題もあります。

整備手法の検討の際には、これらの課題も勘案しながら対象となる路線の状況に応じて低コスト手法の採用等についても検討することとします。

低コスト手法の例（出典：国土交通省）

管路の浅層埋設 <small>現行より浅い位置に埋設</small>	小型ボックス活用埋設 <small>小型化したボックス内にケーブルを埋設</small>	直接埋設 <small>ケーブルを地中に直接埋設</small>
		
管路の事例（国内）	小型ボックスの事例	直接埋設の事例（パリ）
<ul style="list-style-type: none"> ● 浅層埋設基準を緩和（H28年4月1日施行） ● 平成28年度、管の標準化と併せて全国展開を図るためのマニュアルを改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小型ボックス方式のモデル施工着手（H27年12月～） ● モデル施工の実施にあわせて、全国展開を図るためのマニュアル作成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 直接埋設方式の導入検証実験とりまとめ（H27年12月） ● 直接埋設用ケーブル調査や舗装を検討 ● 民地への引込み方法を検討

電線共同溝方式以外

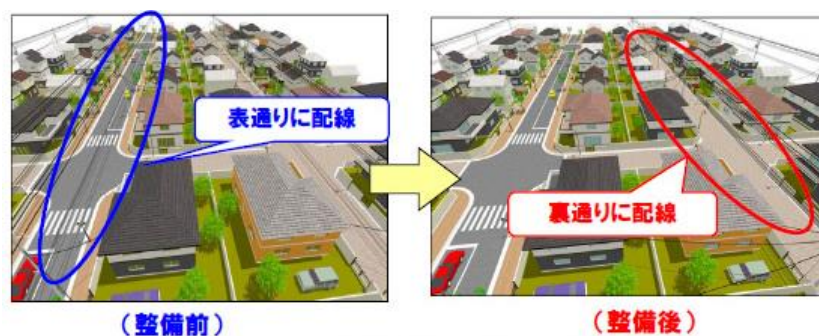
無電柱化の必要性が高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、単独地中化や自治体管路、要請者負担方式¹¹などについても検討します。なお、整備手法の検討にあたり、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合などにおいて、既存ストックの活用による効率的な無電柱化の実施に努めます。

② 電線類地中化以外

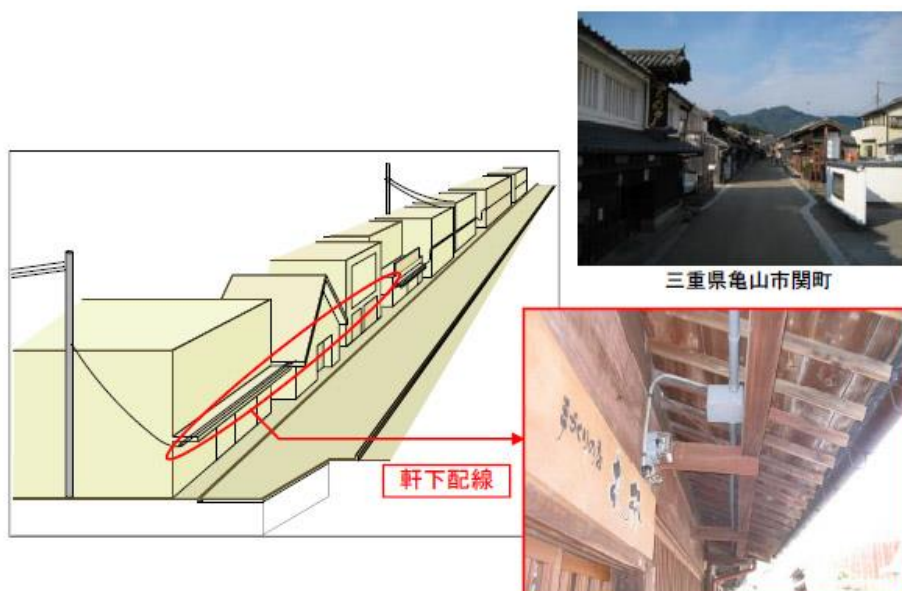
裏配線方式¹²・軒下配線方式¹³

民有地への電柱新設や電線横断など、沿道地権者や電線管理者のご理解とご協力が得られる場合、裏配線方式や軒下配線方式など、低コストに無電柱化を実現する手法についても検討します。

裏配線方式のイメージ（出典：国土交通省）



軒下配線方式のイメージ（出典：国土交通省）



¹¹ 要請者負担方式：原則として費用は全額要請者が負担して無電柱化する手法。

¹² 裏配線方式：無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家への引込みを裏通りから行い、主要な通りを無電柱化する手法

¹³ 軒下配線方式：無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する手法

(イ) 事業の効率化

優先的に無電柱化していく道路については、都市計画道路をはじめとした道路の新設・拡幅が実施される際、その整備に併せて無電柱化を実施するなど、効率的な事業の推進に努めます。

(4) 計画期間と目標

短期 (2020 年度まで)

- ・都市計画道路の整備に併せた無電柱化の実施
- ・2021 年度以降の新たな整備候補路線を検討

中期 (2021～2028 年度)

- ・今後策定する仙台市無電柱化推進計画に基づき、新たな実施箇所について整備

(5) 無電柱化の推進に関する施策

(ア) 占用制度の活用

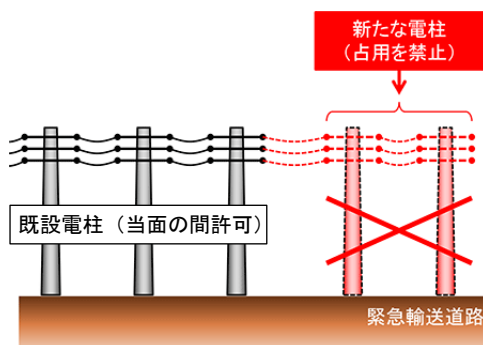
緊急輸送道路等における新設電柱の占用制限措置¹⁴（道路法第 37 条）について、適用の可能性を検討します。

(イ) 関係者との連携

具体の無電柱化事業の実施箇所においては、必要に応じて電線管理者、地元関係者等とからなる検討組織を活用するなど、推進に係る連携を図ります。

(ウ) 市民への啓発

無電柱化を推進するためには、市民の理解・協力が不可欠であることから、11 月 10 日の無電柱化の日¹⁵を活かしたイベントなどを実施し、無電柱化事業の理解を深めていただくよう啓発に努めます。また、整備を行う際は、対象となる地域へ無電柱化の意義や必要性について説明し、十分な理解・協力を得ながら事業を進めます。



占用制限措置のイメージ
(出典：国土交通省)



無電柱化パネル展
(出典：国土交通省)

¹⁴ 緊急輸送道路等における新設電柱の占用制限措置：平成 25 年 6 月に改正された道路法 37 条に基づき、防災上重要な道路において地震時等に電柱等の占用物件の倒壊により緊急車両等の通行を妨げることがないように道路の占用の禁止又は制限をする措置

¹⁵ 無電柱化の日：平成 28 年 12 月に成立した「無電柱化の推進に関する法律」において、国民の間に広く無電柱化の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、11 月 10 日を無電柱化の日と位置付け、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとされている。「1」を並ぶ電柱に見立て、それを「0」にするという意味で 11 月 10 日としている。

平成 31 年 2 月
仙台市無電柱化推進計画【基本方針】（中間案）

問い合わせ先
仙台市建設局道路部道路計画課（本庁舎 6 階）

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7 - 1
Tel : 022-214-8374（直通）
Fax : 022-227-2614（直通）
Email : ken010110@city.sendai.jp